## 企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第８条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．基金の名称　Ａｓｔｅｍｏ企業年金基金

２．事務所の所在地　神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目６番２号

３．理事長の氏名及び住所　山口　　敬　神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目６番２号

４．実施事業所の名称及び所在地　日立Ａｓｔｅｍｏ株式会社　東京都千代田区、日立Ａｓｔｅｍｏ労働組合　神奈川県横浜市西区、日立Ａｓｔｅｍｏアフターマーケットジャパン株式会社　東京都江東区、日立Ａｓｔｅｍｏ阪神株式会社　兵庫県三田市

５．設立認可年月日　令和７年４月１日

令和７年４月25日

神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目６番２号　　Ａｓｔｅｍｏ企業年金基金

理事長　山口　　敬

## 特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第２項に規定する特定空家等に該当すると認められた建築物について、その所有者または管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項後段の規定により公告する。

令和７年４月25日　練馬区長　前川　燿男

１　特定空家等に該当する建築物の概要

所在地　東京都練馬区高松四丁目4070番地３（住居表示　高松四丁目７番24号）

家屋番号　4070番３の１

種類　　居宅

構造　　木造亜鉛メッキ鋼板・瓦葺２階建

２　所有者等が行うべき措置の内容

１の建築物の除却（基礎を除く。）等を行うこと。

３　措置の期限

令和７年５月９日

期限までに措置が行われない場合は、区長またはその命じた者もしくは委任したもの（以下「区長等」という。）が、２の措置を行う。

４　動産等の取扱い

区長等が２の措置を行うときは、建築物等および敷地内に残置されている動産等を移動または撤去する。

動産等について権利を主張しようとする者は、３の期限までに当該動産等を運び出し、またはその物を指定して保管し、もしくは引き渡すよう、通知すること。

５　費用の徴収

区長等が２の措置を行った場合において義務者が後で判明したときは、義務者から当該措置に要した費用を徴収する。

６　練馬区の掲示板への掲示

この公告の内容の詳細については、練馬区公告式条例（昭和25年９月練馬区条例第46号）第２条第２項に規定する練馬区役所前および練馬区石神井庁舎前掲示場において掲示する。

## 会社その他の公告

### 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十五日

北海道江別市角山四二七番地の四

株式会社三浦建設

代表清算人　中山　　保

### 解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月二十五日

札幌市中央区南二条西三丁目一三一四カタヤビル三Ｆ　株式会社ＲＩＤＥ　ＩＴ

代表清算人　原　　貴則